

第 14 章 中間検査及び完了検査

1 検査項目.....	2
2 土石の堆積における工事状況の確認	10

1 検査項目

法令

【法律】

第13条（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第21条第1項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 略

第31条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等）

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第40条第1項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 略

第17条（完了検査等）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第15条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4、5 略

第36条（完了検査等）

特定盛土等に関する工事について第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第31条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第31条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第三十四条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4、5 略

第18条（中間検査）

第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 略

5 都道府県知事は、第1項の検査において第13条第1項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第1項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

第37条（中間検査）

第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

第4編 施工編

- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第31条第1項の規定に適合していると認められた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。
- 3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 略
- 5 都道府県知事は、第1項の検査において第31条第1項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第1項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

解説

法の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた工事主（法第15条第1項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含みます。）は、当該工事又は完了したとき（中間検査においては、特定工程に係る工事を終えたとき）は、当該工事が政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについての検査を申請しなければなりません。

中間検査及び完了検査では、政令で定める技術的基準に適合していることを現場及び書類（第4章12「中間検査の申請」、13「完了検査の申請、確認検査の申請」参照）にて確認します。検査の結果、技術的基準に適合していると認められる場合には、工事主に検査済証を交付します。工事写真が不足している等で技術的基準への適合性を確認できない場合は、検査済証を交付することができません。

検査項目を表14-1に示しますが、一般的な工事における検査の目安であり、工事の種類・規模等に応じて別に指定する場合があります。また、工事の規模に応じて、検査員が検査密度の増減を行うことがあります。

なお、都市計画法の開発許可を受けてことにより法の許可があったものとみなされる場合は、都市計画法の完了検査を受検するのみで、盛土規制法の完了検査の受検は不要です。

完了検査の申請から検査済証の交付までの期間

第4章2「標準処理期間」を参照してください。

工区を分けた場合の完了検査について

宅地造成又は特定盛土等に関する工事（法第15条第1項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含みます。）の一部が完了した場合、完了した土地の部分（以下「工区」という。）については、工事の内容が以下のいずれかに該当する場合は、完了検査を申請することができます。工区分けをする場合は、事前に浜松市と協議を行ってください。

- (1) 当該工事に係る土地が分割のできるものであり、その各々が独立して土地を使用しうるものである場合
- (2) 分割によって他の土地の災害防止の支障とならない場合

なお、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可後、工区分けする場合は、工事の計画の変更とみなし、変更許可（その他の変更）を要するものとして扱います。

補足

土石の堆積に関する工事の確認検査においては、堆積されていた全ての土石の除却を確認するものであり、工事を行う土地に土石が残っている状況が想定されないことから、工区分けをすることはできません。

工種	検査		提出写真			
	検査項目	種別	内容	時期	頻度	
地盤	締固め ①巻出し厚が30cm以下であること ②締固めが行われていること ③谷埋め型大規模盛土、腹付け型大規模盛土、15m超の盛土はRI計器による土の密度試験又は砂置換法、突き砂法、水置換法、コアカッター法等の現場密度試験結果	施工状況	・巻出し状況 ・締固め状況	施工中	・施工箇所ごとに1箇所	
	出来形 ①巻出し厚(各層の厚さ)	出来形	・高さ ・幅 ・排水勾配	施工後	・1箇所/100m程度 ・断面が変化する場合、変化点ごとに1箇所	
	段切り ①高さ ②幅 ③排水勾配	出来形	・高さ ・幅 ・排水勾配	施工後	・1箇所/100m程度 ・断面が変化する場合、変化点ごとに1箇所	
	土の置換え等 ①置換材料 ②締固めの状況	施工状況	・締固め状況	施工前、施工中	・施工箇所ごとに1箇所	
	地滑り抑止ぐい等 ①基準高 ②杭長 ③根入れ長 ④位置 ⑤数量 ⑥継杭状況 ⑦施工状況	出来形	・置換後の締固め状況 ・施工状況	施工後	・施工箇所ごとに1箇所 ・施工箇所ごとに1箇所	
	基礎地盤改良 ①改良体の本数 ②改良体の形状 ③位置 ④改良体強度	出来形	・基準高 ・杭長 ・根入れ長 ・位置 ・数量 ・継杭状況	・基準高、杭長及び根入れ長は打込前後 ・位置は打込後 ・数量は施工後 ・継杭状況は完了後	・数量は全箇所分 ・継杭状況は全数(1本につき2方向) ・その他は施工箇所ごとに1箇所	
	基礎地盤改良 ①改良体の本数 ②改良体の形状 ③位置 ④改良体強度	出来形	・施工箇所全景 ・改良体の形状 ・改良体の本数 ・改良体の位置 ・改良体強度の試験結果	施工後	・形状、位置、改良体強度は施工箇所ごとに1箇所	

工種	検査		提出写真		
	検査項目	種別	内容	時期	頻度
法面	法面保護(浸食防止措置) ①位置、種類 ②延長、厚さ、土羽土の厚さ ③地表面については保護工の施工状況	施工状況	施工状況	施工中	措置の種類、施工箇所ごとに1箇所
		出来形	・全景(位置、種類) ・延長 ・厚さ ・土羽土の厚さ	施工後	・1箇所/100m程度 ・断面が変化する場合、変化点ごとに1箇所
		出来形	・勾配	施工後	・1箇所/100m程度 ・断面が変化する場合、変化点ごとに1箇所
	崖面天端の土地の勾配	出来形	・高さ ・幅	施工後	・1箇所/100m程度 ・断面が変化する場合、変化点ごとに1箇所
		小段の設置 ①小段の高さ ②小段の幅	施工状況	施工状況	施工中
基礎	基礎ぐいの施工状況 ①基準高 ②杭長 ③根入れ長 ④偏心量、傾斜 ⑤位置 ⑥数量 ⑦継杭状況 ⑧施工状況	施工状況	施工状況	施工中	・数量は全箇所分 ・継杭状況は全数(1本につき2方向) ・その他は施行箇所ごとに1箇所
		出来形	・基準高 ・杭長 ・根入れ長 ・位置 ・数量 ・継杭状況	・基準高、杭長及び根入れ長は打込前後 ・位置は打込後 ・数量は施工後 ・継杭状況は完了後	・1箇所/50m程度 ・断面が変化する場合、変化点ごとに1箇所
		出来形	・掘削の深さ ・掘削の大きさ ・掘削の状況	施工後(埋戻し前)	・1箇所/50m程度 ・断面が変化する場合、変化点ごとに1箇所
	床付け面 ①掘削の深さ、大きさ ②掘削の状況	出来形	・掘削の深さ ・掘削の大きさ ・掘削の状況	施工後(埋戻し前)	・1箇所/50m程度 ・断面が変化する場合、変化点ごとに1箇所
		練積み擁壁の基礎形状(義務設置擁壁及び2m超の任意設置擁壁) ①深さ ②形状	・根入れ部分の深さ ・基礎の形状	施工後(埋戻し前)	・1箇所/50m程度 ・断面が変化する場合、変化点ごとに1箇所

工種	検査		提出写真	
	検査項目	種別	内容	時期
基礎	地耐力 ①地盤の許容応力度 ②基礎ぐいの許容支持力	出来形	・許可申請時に土質調査等を行っていない場合	
	義務設置擁壁及び2m超の任意設置擁壁の躯体 ①位置、擁壁の種類 ②延長、躯体幅 ③根入れ深さ、見え高 ④部材の厚さ ⑤大臣認定擁壁にあっては、認定条件への適合 ⑥隅角部補強の位置、寸法 ⑦伸縮目地の位置、寸法	出来形	・全景 ・位置 ・種類 ・延長 ・躯体幅 ・根入れ深さ、見え高 ・大臣認定擁壁の場合、銘版等の表示 ・隅角部の位置、寸法 ・伸縮目地の種類、位置	施工後 ・擁壁の種類ごとに施工箇所代表1箇所
擁壁等	2m以下の任意設置擁壁 ①位置、擁壁の種類 ②延長、躯体幅 ③部材の厚さ ④高さ	出来形	・全景 ・位置 ・種類 ・延長 ・躯体幅 ・高さ	施工後 ・位置、種類は全箇所 ・その他は1箇所/100m程度、断面が変化する場合は、変化点ごとに1箇所
	義務設置擁壁及び2m超の任意設置擁壁の水抜穴 ①水抜穴の位置(配置の間隔) ②水抜穴の寸法 ③透水層の設置状況 ④裏込めの状況	出来形	・水抜き穴の位置 ・管の位置(管の本数) ・管の種類 ・穴の内径 ・透水層の設置状況 ・裏込めの状況	施工後(埋戻し前) ・1箇所/100m程度 ・断面が変化する場合は、変化点ごとに1箇所
	義務設置擁壁及び2m超の任意設置擁壁の透水層 ①厚さ ②配置の間隔 ③延長 ④排水勾配 ⑤材料	施工状況	・透水層敷設状況	施工中 ・施工箇所ごとに1箇所
		出来形	・透水層の厚さ ・浸透層の延長 ・排水勾配 ・材料 ・配置の間隔(小段との位置関係)	敷設後 ・1箇所/100m程度

工種	検査		提出写真		
	検査項目	種別	内容	時期	頻度
擁壁等	RC造擁壁等の配筋(義務設置擁壁及び2m超の任意設置擁壁) ①鉄筋径 ②鉄筋の本数 ③鉄筋の位置 ④配筋・鉄筋間隔 ⑤継手の位置、重ね長さ ⑥結束 ⑦かぶり厚さ(純かぶり) ⑧鉄筋の末端処理 ⑨定着長	出来形	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋径 鉄筋の本数 鉄筋の位置 配筋・鉄筋間隔 継手の位置 継手の重ね長さ 鉄筋のかぶり厚さ スペーサーの種類、配置 鉄筋の末端処理 定着長 	施工後(組立完了後)	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の種類ごとに施工箇所代表1箇所 本数は施行箇所代表1箇所
	練積み造擁壁の形状等(義務設置擁壁及び2m超の任意設置擁壁) ①擁壁の勾配、高さ(根入れ深さ、見え高) ②擁壁の上端の厚さ ③下端部分の厚さ ④組積材の控え長さ ⑤裏込め ⑥控え壁の形状 ⑦控え壁の間隔	出来形	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の勾配 根入れ深さ、見え高 上端の厚さ 下端の厚さ 組積材の控え長さ 裏込め材料 控え壁の形状 控え壁の間隔 	施工後	<ul style="list-style-type: none"> 位置、種類は全箇所 その他は1箇所/100m程度、断面が変化する場合は、変化点ごとに1箇所
	練積み造擁壁の形状等(2m以下の任意設置擁壁) ①擁壁の勾配、高さ ②控え壁の形状 ③控え壁の間隔	出来形	<ul style="list-style-type: none"> 全景 位置 種類 延長 高さ 	施工後(埋戻し前)	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の種類ごとに施工箇所代表1箇所
	崖面崩壊防止施設の設置 ①位置、崖面崩壊防止施設の種類 ②延長 ③高さ ④厚さ ⑤材料	出来形	<ul style="list-style-type: none"> 全景 位置 種類 延長 高さ 材料 	施工後	<ul style="list-style-type: none"> 位置、種類は全箇所 その他は1箇所/100m程度、断面が変化する場合は、変化点ごとに1箇所

工種	検査		提出写真		
	検査項目	種別	内容	時期	頻度
排水工	表面排水施設 ①排水工の位置、種類 ②材料 ③流路洗堀等への配慮 ④排水工の断面積 ⑤勾配	出来形	・排水工の種類 ・流路洗堀等への配慮 ・排水工の断面積 ・排水工の勾配	施工後	・1箇所/延長100m程度
(排水工 特定工程)	地下水排水施設 ①排水管の位置、種類 ②材料 ③排水管の接合 ④管径 ⑤管渠の勾配	出来形	・排水管の種類 ・排水管の位置 ・排水管の接合部の処理方法 ・排水管の管径 ・排水管の勾配	施工後(埋戻し前)	・1箇所/延長100m程度
	盛土内排水層・基盤排水層 ①排水層の位置 ②排水層の材料 ③排水層の厚さ	出来形	・層の位置 ・層の材料 ・層の厚さ	施工後(埋戻し前)	・全数
排水工	その他排水施設 ①ます又はマンホールの設置 ②ます又はマンホールの蓋の有無 ③ますの泥溜めの深さ	出来形	・ます又はマンホールの内径 ・ます又はマンホールの位置 ・ます又はマンホールの蓋の設置状況 ・泥溜めの深さ	施工後	・人孔にあつては全数 ・ますについては種類ごとに施工箇所代表1箇所

第4編 施工編

2 土石の堆積における工事状況の確認

法令

【法律】

第17条（完了検査等）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 略

4 土石の堆積に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

第36条（完了検査等）

特定盛土等に関する工事について第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第31条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第31条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 略

4 土石の堆積に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

第25条（報告の徴取）

都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

第44条（報告の徴取）

都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

解説

土石の堆積に関する工事には、中間検査の規定がありません。このため、許可時に災害防止措置状況の確認を受けること条件として付加し、工事の状況について報告を求めることがあります。参考として、表14-2に確認を行う場合の項目を示しています。（表14-2に掲げる以外の項目も状況確認を行う場合があります。）

表14-2 土石の堆積前の確認項目・工事写真撮影要領

工種	検査		提出写真		
	検査項目	種別	内容	時期	頻度
土石の堆積	側溝 ①側溝の種類・構造 ②側溝の位置	出来形	種類 構造 設置状況	施工後	・1箇所/100m程度
	構台 ①位置、周辺長 ②高さ、規格	出来形	全景 位置 周辺長 高さ 措置の規格	施工後	・全数
	地盤改良の状況 ①伐開除根・除草の状況 ②地盤改良の状況	出来形	全景 伐開除根、除草の状況 地盤改良の状況	施工後	・1箇所/500㎡程度
	空地の幅	出来形	全景 土石を堆積する予定箇所 の位置 空地の幅	土石の堆積を行う前	・東西南北方向の各面(鋼矢板等を使用した面を除く)
	山留工 ①鋼矢板等の種類 ②鋼矢板等の高さ ③周辺長	出来形	鋼矢板等の種類 鋼矢板等の高さ 周辺長	施工後	・1箇所/50m程度 ・断面が変化する場合は、変化点ごとに1箇所
	柵等 ①柵等の種類・構造 ②位置 ③周辺長 ④立入りを禁止する旨の表示の状況	出来形	柵等の位置 柵等の周辺長 立入りを禁止する旨の表示の設置状況	施工後	

